

令和 7 年 11 月 10 日 開会

令和 7 年 11 月 10 日 閉会

(定例会第 2 回)

玄界環境組合議会会議録

玄界環境組合

目 次

第1号（11月10日）

告 示	1
応招議員	1
議事日程	2
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	3
議会事務のため出席した者の職・氏名	3
説明のため出席した者の職・氏名	3
開 会	3
議席の指定	3
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸報告	5
承認第1号 専決処分の承認について（除草作業中の刈払機による飛び石事故）	5
議案第4号 玄界環境組合長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について	6
議案第5号 玄界環境組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	8
認定第1号 令和6年度玄界環境組合会計決算の認定について	9
議案第6号 令和7年度玄界環境組合会計補正予算（第1号）について	15
閉 会	17
署 名	18

玄界環境組合告示第5号

令和7年玄界環境組合議会第2回定例会を次のとおり招集する。

令和7年10月31日

玄界環境組合

組合長 田辺 一城

1 期 日 令和7年11月10日（月曜日）午前9時30分

2 場 所 玄界環境組合古賀清掃工場管理棟3階

○開会日に応招した議員

岡本 陽子君

上野 崇之君

横大路政之君

高山 賢二君

米山 信君

中野 敦史君

渡 孝二君

○応招しなかった議員

松井 和行君

令和7年 玄 界 環 境 組 合 議 会 第 2 回 定 例 会 会 議 録

令和7年11月10日（月曜日）

議事日程（第1号）

令和7年11月10日 午前9時32分開会

- 日程第1 議席の指定
日程第2 会議録署名議員の指名
日程第3 会期の決定
日程第4 諸報告
日程第5 承認第1号 専決処分の承認について（除草作業中の刈払機による飛び石事故）
日程第6 議案第4号 玄界環境組合長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について
日程第7 議案第5号 玄界環境組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第8 認定第1号 令和6年度玄界環境組合同計決算の認定について
日程第9 議案第6号 令和7年度玄界環境組合同計補正予算（第1号）について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議席の指定
日程第2 会議録署名議員の指名
日程第3 会期の決定
日程第4 諸報告
日程第5 承認第1号 専決処分の承認について（除草作業中の刈払機による飛び石事故）
日程第6 議案第4号 玄界環境組合長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について
日程第7 議案第5号 玄界環境組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第8 認定第1号 令和6年度玄界環境組合同計決算の認定について
日程第9 議案第6号 令和7年度玄界環境組合同計補正予算（第1号）について

出席議員（7名）

岡本 陽子君
横大路政之君
米山 信君

上野 崇之君
高山 賢二君
中野 敦史君

渡 孝二君

欠席議員（1名）

松井 和行君

欠 員（なし）

議会事務のため出席した者の職・氏名

議会事務書記 柳井 澄男君

説明のため出席した者の職・氏名

組合長	田辺 一城君	副組合長	伊豆美沙子君
副組合長	福井 崇郎君	副組合長	桐島 光昭君
事務局長	水上 豊君	総務課長	柳井 澄男君
総務係長	持田 泰徳君		
工場再編推進室室長			西村 珠美君
工場再編推進室参事補佐			中野 晴海君
工場再編推進室係長			早川 恒徳君
古賀清掃工場場長			内兼久康宏君
宗像清掃工場場長			秦 康典君
古賀清掃工場管理係長			花田 善行君
宗像清掃工場管理係長			山田 悟君
古賀清掃工場業務係長			城野 芳治君
宗像清掃工場業務係長			大野 俊典君
代表監査委員			原田 賢二君

午前9時32分開会

〔出席議員7名〕

○議長（渡 孝二君） 改めましておはようございます。ただいまから令和7年玄界環境組合議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1. 議席の指定

○議長（渡 孝二君） 日程第1、議席の指定を行います。

会議規則第3条第2項の規定により、新宮町の横大路政之議員を4番に指定いたします。

ここで新しく本組合議会の議員になられました新宮町の横大路議員からご挨拶を賜りたいと思います。

横大路議員、お願いします。

○議員（4番 横大路政之君） おはようございます。新宮町の生活常任委員会、横大路政之でございます。

私が前回この玄界環境組合議会に参りましたのが、この新工場が設立された直後でございました。その頃ですね、ちょうど、どうでしょうね、例えば住民訴訟の対応に追われていたりというような時期でございました。それが落ち着いて、しばらく遠ざかっておりまして、言ってみれば浦島太郎状態でございますが、また新たに新工場の計画が動き始めていますので、非常に注目を浴びる議会ではないかというふうに思っておりますので、一生懸命やらさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（渡 孝二君） ありがとうございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

日程第2. 会議録署名議員の指名

○議長（渡 孝二君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、4番、横大路政之議員、5番、高山賢二議員の2名を指名いたします。

日程第3. 会期の決定

○議長（渡 孝二君） 次に、日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日間といたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡 孝二君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

なお、会期中の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

ここで、組合長から議会招集に当たり挨拶したい旨の申出がっておりますので、これを受けけることにいたします。

組合長。

○組合長（田辺 一城君） おはようございます。本日は、令和7年玄界環境組合議会第2回定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様におかれましては、公務の大変お忙しい中、ご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

本日ご審議いただきます案件は、専決処分の承認案件1件、条例の制定、改正案件2件、決算の認定、補正予算案件の計5件でございます。

議案の細部につきましては、議題とされました際にご説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げまして、簡単ではございますが、組合議会招集の挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（渡 孝二君） ありがとうございます。

日程第4. 諸報告

○議長（渡 孝二君） 日程第4、諸報告をいたします。

本定例会に議案等の説明のため出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

次に、監査委員から配付のとおり、例月現金出納検査及び定期監査の結果の報告があつております。

質疑があれば、監査委員に説明を求めることにいたしておりますので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡 孝二君） 質疑を終結いたします。

以上で、諸報告を終わります。

日程第5. 承認第1号 専決処分承認について（除草作業中の刈払機による飛び石事故）

○議長（渡 孝二君） 次に、日程第5、承認第1号、専決処分の承認について（除草作業中の刈払機による飛び石事故）を議題といたします。

理由の説明を求めます。

組合長。

○組合長（田辺 一城君） 承認第1号について、理由の説明をいたします。

承認第1号、専決処分の承認については、古賀清掃工場地内で除草作業中に発生した事故について、緊急に損害賠償の額を定め、和解をするため、地方自治法第179条第1項の規定により専決をしたもので、同条第3項の規定により組合議会に報告し、承認を求めるものでございます。

細部につきましては、職員に説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡 孝二君） 詳細説明を事務局長。

○事務局長（水上 豊君） 承認第1号、専決処分の承認についてご説明いたします。

まず、本専決処分を行った事故の概要でございます。令和7年7月11日午前10時頃、組合職員が古賀清掃工場地内駐車場付近において、刈払機で除草作業を行っていたところ、使用していた刈払機の刃で石が飛び、近くに駐車していた被害車両のフロントガラスを破損させるという事故が発生いたしました。

当該事故につきましては、損害額3万7,510円に対し、組合の過失割合10割の賠償を行う内容にて示談がまとまりましたので、同月18日付で損害額の確定と和解のため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により組合議会に報告し、承認を求めるものでございます。

損害賠償につきましては、組合が加入いたしております賠償責任保険での支払いとなります。

以上、簡単ではございますが説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡 孝二君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡 孝二君） ないようですので質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡 孝二君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡 孝二君） 次に、本案に対する反対討論の発言を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡 孝二君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡 孝二君） ないようでございます。討論を終結いたします。

直ちに採決いたします。承認第1号、専決処分承認について承認することに賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立6／6名〕

○議長（渡 孝二君） ありがとうございます。起立6人、賛成全員であります。

よって、承認第1号、専決処分承認については、承認することに決定いたしました。

日程第6. 議案第4号 玄界環境組合長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について

○議長（渡 孝二君） 次に、日程第6、議案第4号、玄界環境組合長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

組合長。

○組合長（田辺 一城君） 議案第4号について、理由の説明をいたします。

議案第4号、玄界環境組合長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定については、地方自治法の規定により組合長等の損害賠償責任の一部免責について定める条例を新たに制定するに当たり、組合議会の議決を求めるものでございます。

細部につきましては、職員に説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡 孝二君） 事務局長。

○事務局長（水上 豊君） 議案第4号、玄界環境組合長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についてご説明いたします。

議案の3ページからお願いいたします。

まず、この条例の制定趣旨でございます。首長等に重大な過失がない場合でも、損害の全額について責任を追及される住民訴訟が行われるケースが、地方自治法において条例で定めることにより損害賠償の一部を免責することができるように改正されました。

この改正は、首長等の政策判断や職務遂行における過度の心理的負担から、萎縮や消極化、事なかれ主義への傾斜が生じることを防止する観点を考慮したものとされており、本組合におきましても、今後大きな事業を控えていることもあり、必要以上の心理負担を受けずに職務を公正に遂行できるよう、制定をお願いするものでございます。

条文の説明です。

第1条では、地方自治法の規定に基づき、必要な事項を定める旨を規定しております。

第2条では、職務を行うに当たって、善意でかつ重大な過失がない場合に損害賠償の責任の一部を免責する規定とし、免責額は基準給与年額にそれぞれの倍率を乗じた額を超える部分の額を免責すると定めております。

例えばの数値を用いて補足いたしますと、首長が20億円の損害賠償を負った場合、基準給与額が1,000万円とすると、基準給与年額に6を乗じた額の6,000万円が責任を負う損害賠償額となり、6,000万円を超える部分の19億4,000万円が免責されるということになります。

現組合長の場合の基準給与年額は、1年度間の古賀市長としての報酬と組合長としての報酬の合算額となります。

倍率は、組合長6、副組合長・監査委員は4、その他の職員は1とし、この倍率につきましては、地方自治法施行令第173条第1項第1号の規定する参酌すべき基準と同率としております。

附則では、施行期日は公布の日とし、同日以降の行為に基づく損害賠償責任について適用するとしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（渡 孝二君） この件につきましては、地方自治法第243条の2第2項の規定より、議決をするに当たっては監査委員の意見を求める必要がございまして、あらかじめ意見を求めましたところ、お手元に配付のとおり、書面にて意見の提出がっておりますのでご報告をいたします。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡 孝二君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡 孝二君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡 孝二君） 次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡 孝二君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡 孝二君） 討論を終結いたします。

直ちに採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立6／6名〕

○議長（渡 孝二君） ありがとうございます。起立6人、賛成全員であります。

よって、議案第4号、玄界環境組合長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第5号 玄界環境組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（渡 孝二君） 次に、日程第7、議案第5号、玄界環境組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

組合長。

○組合長（田辺 一城君） 議案第5号について、理由の説明をいたします。

議案第5号、玄界環境組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、育児部分休業に係る制度の拡充が図られたことに伴い、玄界環境組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するに当たり組合議会の議決を求めるものでございます。

細部につきましては職員に説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡 孝二君） 事務局長。

○事務局長（水上 豊君） 議案第5号、玄界環境組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案書は6ページからでございます。

この一部改正条例の趣旨は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、育児休業制度における部分休業の拡充が行われましたので、本組合の育児休業制度において、同様の制度拡充を行うために法律引用条項の改正をするものでございます。

議案書8ページ、新旧対照条文をご覧ください。

第1条中、地方公務員の育児休業等に関する法律から引用する条項の「第19条第1項及び第2項」を「第19条第1項から第3項まで及び第5項」に改め、7ページに戻っていただきまして、附則において、施行日は公布の日からとしております。

拡充する育児部分休業の内容は、現行の「1日につき2時間の範囲で勤務をしないことができる」に加えて「1年につき10日相当の範囲で勤務しないことができる」ことを加え、いずれかを選択することができるようになったというものでございます。

なお、現在、本組合において部分休業を利用している職員はおりません。

以上で説明終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡 孝二君） これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡 孝二君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡 孝二君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡 孝二君） 次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡 孝二君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡 孝二君） 討論を終結いたします。

直ちに採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立6／6名〕

○議長（渡 孝二君） ありがとうございます。起立6人、賛成全員であります。

よって、議案第5号、玄界環境組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第8. 認定第1号 令和6年度玄界環境組合会計決算の認定について

○議長（渡 孝二君） 次に、日程第8、認定第1号、令和6年度玄界環境組合会計決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

組合長。

○組合長（田辺 一城君） 認定第1号、令和6年度玄界環境組合会計決算の認定について説明いたします。

令和6年度玄界環境組合会計決算は、歳入総額37億4,950万5,028円、歳出総額37億297万6,609円、歳入と歳出の差引額は4,652万8,419円となっております。

今後も、古賀清掃工場、宗像清掃工場の施設整備、環境整備を整えながら経費節減に努め、健全な財政運営に努めていく所存でございます。

細部につきましては職員に説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡 孝二君） 次に、監査委員から決算審査の結果についての報告を願います。

監査委員。

○監査委員（原田 賢二君） 監査委員の原田でございます。決算の審査について報告いたします。

令和6年度玄界環境組合会計の決算につきまして、組合長から審査を求められましたので、本年8月20日に松井監査委員と審査いたしました。

審査に当たりましては、歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書、基金の運用状況に関する調書等、関係書類の閲覧、諸帳簿等の照合、その他必

要と認める審査を行いました結果、審査に付された決算につきまして、適正に処理され、決算の計数は正確であると認めます。

以上をもちまして、簡単ではありますが、決算審査の報告を終わります。

○議長（渡 孝二君） 事務局長。

○事務局長（水上 豊君） それでは、認定第1号、令和6年度玄界環境組合会計決算の認定についてご説明いたします。

長くなりますので、座って説明させていただいてもよろしいでしょうか。

○議長（渡 孝二君） どうぞ。

○事務局長（水上 豊君） まず、事項別明細書の歳出からご説明いたします。

12ページ、13ページをお願いいたします。

1款1項1目議会費、予算現額に対し81万8,118円を支出し、不用額は10万8,882円でございます。組合議員8人分の報酬や会議録作成委託費などに支出しております。

2款総務費1項1目一般管理費、予算現額に対し1億9,117万3,442円を支出し、不用額は97万1,558円でございます。

支出の主なものは、2事業、職員人件費では、総務課の一般職員3人、会計年度職員1人分の人件費として3,269万2,318円を支出しております。

14ページ、15ページをお願いいたします。

11事業、一般管理事務費では、特別職の報酬のほか総務課の事務経費、財務会計システムや人事・給与システムなどの電算システムに係る経費、顧問弁護士、事務室の施設・設備の管理などにおける経費、16ページ、17ページをお願いいたします、会計処理に係る経費、複写機リースなどの経費、構成市町から総務課への派遣職員2人分の給与負担金、財政調整基金などへの積立金、公課費として自動車重量税など、合計1億5,848万1,124円を支出しております。

2款1目監査委員費、予算現額に対して11万8,964円を支出し、不用額は8,036円でございます。監査に係る経費でございます。

3款衛生費1項じん芥処理費1目処分場等管理費、予算現額に対し1,545万9,848円を支出し、不用額は9万7,152円でございます。

18ページ、19ページをお願いいたします。

手光及び池浦最終処分場の管理に関する経費で、処分場周辺の環境調査などを実施しております。

3款2項古賀清掃工場じん芥処理費1目じん芥処理総務費、予算現額に対して1億9,461万1,936円を支出し、不用額は161万5,064円でございます。

支出の主なものは、2事業、職員人件費では、組合職員一般職員4人、再任用職員3人分の人件費として4,641万8,042円を支出しております。11事業、清掃工場管理運営費では、20ページ、21ページをお願いいたします、古賀清掃工場に係る環境委員会や環境調査に係る経費のほか、古賀清掃工場事務所棟、再生展示棟の管理運営経費、構成市町から古賀清掃工場への派遣職員1人分の給与負担金、地元組合の特別区費などとして1億4,819万

3,894円を支出しております。

22ページ、23ページをお願いいたします。

2項2目可燃物処理費、予算現額に対して13億7,324万5,245円を支出し、不用額は6万1,755円でございます。

支出の主なものは、10節需用費2細節燃料費では、ごみ処理焼却に使用する灯油、LPガス料金として2億3,170万8,261円を、9細節医薬材料費では、ダイオキシン除去、ボイラー、排水処理に使用する薬剤費として9,234万1,711円を支出しております。12節委託料8細節施設・設備運転等委託では、焼却施設の運転管理業務、計量受付業務の委託料として2億2,321万2,000円を支出しております。10細節施設・設備保守・整備等委託の施設定期整備等委託では、熱分解コンベヤ、搬送チェーンの更新、バグフィルターろ布の更新、ごみ破砕機の点検整備、熱分解高温空気加熱器の点検補修、焼却溶融炉耐火物の点検補修、熱分解ドラムごみ供給機の点検などに合計5億7,951万3,110円を支出しております。同細節施設法定整備等委託では、ごみクレーン用のバケットの更新、廃熱ボイラーの点検整備、調整弁の点検整備、蒸気タービンの点検整備、純水装置の点検整備などに合計1億3,541万円を支出しております。12細節灰処理等委託では、焼却施設から発生する脱塩残渣や溶融飛灰の再資源化処理の委託費用として7,598万608円を支出しております。

2項3目不燃物処理費、予算現額に対して1億8,740万7,640円を支出し、不用額は39万1,360円でございます。12節委託料8細節施設・設備運転等委託では、分別収集受け入れ後の選別作業、粗大ごみ等の破砕処理、個人搬入ごみの監視など、リサイクルプラザ施設の運転管理委託として8,962万8,000円を支出しております。10細節施設・設備保守・整備等委託の施設法定整備等委託では、保全ホイスの性能検査委託に99万円を支出しております。同細節施設・設備補修整備等委託では、高速破砕機のライナー交換などに3,492万5,000円を支出しております。

24、25ページをお願いいたします。

13細節不燃物等処理委託では、蛍光灯管や乾電池、家電、自転車など古賀清掃工場では処理できない廃棄物を外部に委託して処理する経費として2,064万7,767円を支出しております。

2項4目処分場管理費、予算現額に対して182万6,110円を支出し、不用額が890円でございます。古賀清掃工場最終処分場の維持に係る経費でございます。

3款3項宗像清掃工場じん芥処理費1目じん芥処理総務費、予算現額に対して2億2,634万4,397円を支出し、不用額は653万603円でございます。

支出の主なものは、2事業、職員人件費では、組合職員の一般職員4人、再任用職員2人分の人件費として4,446万606円を支出しております。11事業、清掃工場管理運営費では、26ページ、27ページをお願いいたします。宗像清掃工場に係る環境委員会や環境調査に係る経費のほか、宗像清掃工場事務所棟の管理運営経費、施設・設備の保守・点検に係る経費、電話交換機の更新、空調機器更新などの工事に係る経費、構成市町から宗像清掃工場への派遣職員1名分の給与負担金、粗大ごみの修理再生委託に係る経費などに合計1億8,188万

3,791円を支出しております。

28ページ、29ページをお願いいたします。

3項2目可燃物処理費、予算現額に対して11億1,443万4,526円を支出し、不用額は1,495万1,474円でございます。

支出の主なものは、10節需用費1細節消耗品費では、熔融炉や電気計装機器に係る消耗品代として3,738万3,899円を、2細節燃料費では、ごみ焼却に使用するコークスや石灰石に係る費用として8,890万9,695円を、9細節医薬材料費では、排ガス処理、ボイラー、機器冷却水処理に使用する薬剤等に係る経費として1,978万6,235円を支出しております。12節委託料8細節施設・設備運転等委託では、焼却施設の運転管理業務委託料として2億7,456万円を支出しております。10細節施設・設備保守・整備等委託の施設定期整備等委託では、ごみクレーンバケットの更新、熔融物処理設備の更新、電気計装の更新などに5億4,319万7,490円を支出しております。同細節施設法定整備等委託では、2号ボイラー安全管理審査などに9,053万円を支出しております。12細節灰処理等委託では、飛灰の再資源化処理に係る委託費用として5,861万1,147円を支出しております。

3項3目不燃物処理費、予算現額に対して2億1,611万4,037円を支出し、不用額は123万6,963円でございます。

支出の主なものは、30、31ページをお願いいたします、12節委託料8細節施設・設備運転等委託では、リサイクルプラザの運転管理業務、計量受付業務、分別収集受入れ後の手選別業務の委託料として1億331万6,960円を支出しております。10細節施設・設備保守・整備等委託では、オペレーターステーションなどの更新、雑用空気圧縮機の更新、電気計装の更新などに6,181万848円を支出しております。13細節不燃物等処理委託では、蛍光灯管や乾電池、家電、自転車など宗像清掃工場では処理できない廃棄物を外部に委託して処理する経費として1,228万3,136円を支出しております。17節備品購入費では、吸引車1台、作業用重機1台の購入費用として2,701万4,280円を支出しております。

3項4目処分場管理費、予算現額に対して58万3,000円を支出し、不用額はございません。宗像清掃工場最終処分場の管理運営に係る経費でございます。

4項工場再編推進費1目工場再編推進事業費、予算現額に対して4,915万2,109円を支出し、不用額は54万9,891円でございます。

支出の主なものは、2事業、職員人件費では、一般職員1名分の人件費として415万1,691円を支出しております。11事業、工場再編推進事業費8節旅費3細節特別旅費では、鹿児島市南部清掃工場のバイオガス施設や佐賀市清掃工場の二酸化炭素分離回収施設などの先進施設視察のための特別旅費として13万9,040円を支出しております。

32、33ページをお願いいたします。

12節委託料30細節その他委託料では、工場再編推進のためのごみ処理施設整備規模の見直し業務、循環型社会形成推進地域計画策定業務、新ごみ処理施設建設候補地検討業務の3件の委託について、令和6年度分の2,230万8,000円を支出しております。18節2細節派遣職員負担金では、構成市町から推進室へ派遣職員3名分の給与負担金として2,241万

4,919円を支出しております。

4款公債費、予算現額に対して1億3,168万7,237円を支出し、不用額は2,763円となっております。古賀清掃工場、宗像清掃工場に係る長期債の償還に係る経費でございます。

5款1項1目予備費、予算現額から1,007万1,000円を充用し、不用額は1,192万9,000円となっております。充用として使用したものは2件でございます。その理由と金額は、所得税法改正などに伴う人事給与システムの改修のために69万1,000円を充用し、国の燃料費激変緩和補助金が縮小されたことに伴う燃料価格の高騰、古賀清掃工場の燃料使用量の増加のための燃料費への938万円の充用でございます。

以上、歳出合計、予算現額37億4,143万2,000円、支出済額37億297万6,609円、不用額3,845万5,391円でございます。

続きまして、歳入の説明をいたします。戻りまして6ページ、7ページをお願いいたします。

歳入全般として、調定額と同額の収入をいたしており、不納欠損額、収入未済額はございません。

1款1項1目経常費分担金、調定額と同額の26億610万5,000円を収入しております。内訳は、総務課経常費分担金7,794万5,000円、古賀清掃工場経常費分担金13億3,483万2,000円、宗像清掃工場経常費分担金11億9,332万8,000円をそれぞれ収入しております。

2目創設費分担金、調定額と同額の1億8,101万7,000円を収入しております。内訳は、古賀清掃工場創設費分担金356万3,000円、宗像清掃工場創設費分担金1億2,812万4,000円、工場再編推進室創設費分担金4,933万円をそれぞれ収入しております。備考に内訳で記載する構成市町の分担金の合計額は、古賀市5億913万7,000円、福津市5億6,757万2,000円、新宮町3億4,495万5,000円、宗像市13億6,545万8,000円となります。

2款1項1目ごみ処理場使用料、調定額と同額の2億7,687万8,320円を収入しております。内訳は、古賀清掃工場1億6,812万60円、宗像清掃工場1億875万8,260円となっております。個人搬入、汚泥搬入の内訳は備考欄のとおりでございます。

2目グラウンド使用料、調定額と同額の3万9,800円を収入しております。旧福間清掃工場のグラウンド使用料でございます。

3款1項1目財産貸付収入、8ページ、9ページをお願いいたします、調定額と同額の360万円を収入しております。福津市手光の福間清掃工場跡地を太陽光発電所用地として貸付けしております収入でございます。

2目利子及び配当金、調定額と同額の84万114円を収入しております。財政調整基金、福間清掃工場閉鎖及び埋立物再処分基金の定期預金による運用利子及び普通預金利子でございます。

4款1項1目財政調整基金繰入金、調定額と同額の3,045万2,000円を収入しております。財政調整基金からの繰入金で、内訳は備考欄のとおりでございます。

5款1項1目繰越金、調定額と同額の5,871万3,736円を収入しております。令和5年

度からの繰越金でございます。

6款1項1目雑入、調定額と同額の1億9,175万9,058円を収入しております。古賀・宗像両清掃工場の有価物及び電気の売却による収入でございます。内訳は備考欄のとおりでございます。

7款1項1目組合債、調整額同額の4億10万円を収入しております。古賀清掃工場、宗像清掃の施設改修、整備に係る一般廃棄物処理事業債による借入金でございます。

以上、歳入合計、予算現額37億4,143万2,000円、調定額、収入済額、同額の37億4,950万5,028円、不納欠損額ゼロ円、収入未済額ゼロ円でございます。

34ページ、実質収支に係る調書をお開きください。34ページでございます。

歳入歳出差引額は4,652万8,419円。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は4,652万8,419円となっております。

財産に関する調書、35ページ、36ページをお開きください。土地、建物に異動はございません。

37ページ、38ページをお開きください。

備品につきましては、宗像清掃工場におきまして、車両2台を購入し、2台を廃車しておりますので、差引きの増減はございません。

別冊の令和6年度玄界環境組合決算資料をお願いします。11ページ、12ページをお願いいたします。

組合債に関する調書で、未償還額や借入先、利率などを一覧表としてまとめております。

24ページには、工場別の組合債の状況についてまとめております。

15ページ、16ページをお願いいたします。

市町村別の分担金に関する表となっております。15ページ、16ページに市町村別の分担金に関する表をまとめております。

23ページには、工場別の分担金の状況をまとめております。

17ページから22ページまでは、ごみの搬入量の統計をまとめております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡 孝二君） ご丁寧な説明ありがとうございました。これより質疑に入ります。ございませんか。

質疑はですね、歳出歳入分けて行いたいと思います。最後に決算全体について質疑を行います。質疑の際にはページ数、款項目節を告げてから質疑をお願いいたします。

それでは、まず初めに、12ページから33ページまでの歳出について質疑をお受けしたいと思います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡 孝二君） 次に、6ページから11ページの歳入に関する分についての質疑をお受けいたします。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡 孝二君） それでは、次に全体を通しての質疑を行いたいと思います。ございま

せんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡 孝二君） ないようでございます。質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡 孝二君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡 孝二君） 次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡 孝二君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡 孝二君） 討論を終結いたします。

直ちに採決いたします。本案を認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立6／6名〕

○議長（渡 孝二君） ありがとうございました。起立6人、賛成全員であります。

よって、認定第1号、令和6年度玄界環境組合会計決算の認定については、これを認定することに決定いたしました。

日程第9. 議案第6号 令和7年度玄界環境組合会計補正予算（第1号）について

○議長（渡 孝二君） 次に、日程第9、議案第6号、令和7年度玄界環境組合会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

組合長。

○組合長（田辺 一城君） 議案第6号、令和7年度玄界環境組合会計補正予算（第1号）について説明いたします。

補正の概要でございますが、燃料費の高騰や緊急を要する施設・設備の補修、組合債に係る利率や償還期間の確定などに伴い予算を補正する必要が生じたことから、繰越金や財政調整基金への積立額の確定などによるものと併せて予算の補正をお願いするもので、歳入歳出の額をそれぞれ4,994万4,000円増額し、総額35億8,900万円とするものでございます。

細部につきましては職員に説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡 孝二君） 事務局長。

○事務局長（水上 豊君） それでは、議案第6号、令和7年度玄界環境組合会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

議案書の11ページからお願いいたします。

条文を朗読いたします。

令和7年度玄界環境組合会計補正予算（第1号）。

令和7年度玄界環境組合会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,994万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億8,900万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

令和7年11月10日提出。玄界環境組合組合長、田辺一城。

それでは、歳入歳出予算補正事項別明細書にて、歳出からご説明いたします。議案書18ページ、19ページをお願いいたします。

2款1項1目一般管理費、補正前の額に2,107万4,000円を増額するものです。繰越金の確定により財政調整基金への積立金を増額するものでございます。

3款2項古賀清掃工場じん芥処理費1目じん芥処理総務費、補正前の額に169万5,000円を増額するものです。10節需用費修繕料において、ごみ焼却施設出口側のスロープのコンクリート支柱の一部が剥離したことによる補修のため、ストックヤード地中に埋設の雨水排水管から雨水が漏れていることへの対応、劣化した消防設備機器の修繕に要するものでございます。

2項2目可燃物処理費、補正前の額に2,421万4,000円を増額するものです。10節需用費2細節燃料費では、灯油の購入単価が、当初見込みより毎月の入札による落札価格が高額で推移したこと、スラッグの流動性の悪化のため炉内温度を上昇させるため灯油を例年より多く使用していることによるものでございます。7細節修繕費では、吸引車の車検時に後輪タイヤ4本を交換するよう指導を受けたことに対応するものでございます。

3款3項宗像清掃工場じん芥処理費1目じん芥処理総務費、補正前の額に54万4,000円を増額するものです。10節需用費6細節水道料では、給水設備の埋設管が破損したことから漏水が発生し、上水使用水量が大幅に増額したことによるものでございます。漏水補修工事につきましては、現行予算にて対応しております。

続きまして、議案書20、21ページをお願いいたします。

4款1項公債費1目元金、補正前の額に62万円を、2目利子、補正前の額に179万7,000円を増額するものです。当初予算で見込んでいた長期債金利0.6%が実際の貸付時において1.1%で確定したこと、7年間で予定していた償還期間が5年間となったことによるものでございます。

以上、歳出合計、補正前の額35億3,905万6,000円に補正額4,994万4,000円を増額し、計35億8,900万円とするものでございます。

続きまして、歳入の説明をいたします。議案書16、17ページをお願いいたします。

4款1項1目財政調整基金繰入金、補正前の額に2,510万円を増額するものでございます。基金歳出とのバランス調整でございます。

5款1項1目繰越金、補正前の額に2,452万8,000円を増額するものでございます。繰越金の確定によるものでございます。

6款1項1目雑入、補正前の額に31万6,000円を増額するものでございます。容器包装

リサイクル協会の再商品化合理化拠出金の額が確定したことによるものでございます。各工場の内訳は右側の説明欄のとおりでございます。

以上、歳入合計、補正前の額35億3,905万6,000円に補正額4,994万4,000円を増額し、合計35億8,900万円とするものでございます。

以上で説明終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡 孝二君） これより質疑に入ります。質疑は一括して行います。質疑の際には、ページ数、款項目節を告げてから質疑をお願いいたします。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡 孝二君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡 孝二君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡 孝二君） 次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡 孝二君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡 孝二君） 討論を終結いたします。

直ちに採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立6／6名〕

○議長（渡 孝二君） ありがとうございました。起立6人、賛成全員であります。

よって、議案第6号、令和7年度玄界環境組合会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第39条の規定により議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡 孝二君） ご異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は議長に委任していただくことに決定いたしました。

以上をもちまして、本会議に付議されました案件の審議を全て終了いたしました。

これにて、令和7年玄界環境組合議会第2回定例会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

午前10時22分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年11月10日

議 長 渡 孝二

署名議員 横大路政之

署名議員 高山 賢二